

# 障がい福祉サービス 地域生活支援事業 児童通所支援 申請のしおり



令和6年12月発行

岡 崎 市



## ★ は じ め に

このパンフレットで紹介するサービスについては、おもに以下のかたがご利用いただけます。

- 身体障がい者手帳をお持ちのかた
- 療育手帳をお持ちのかた
- 精神保健福祉手帳をお持ちのかた
- 自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちのかた
- 発達の相談をしている医療機関から療育の勧めを受けた児童（サービスの更新には継続受診が必要です）

なお、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等のかたなどで、上記に当てはまらない場合でもサービスが利用できることがあります。詳しくはご相談ください。

## も く じ

- (1) 利用できるサービスの種類…………… 1 ページ
- (2) 障がい支援区分と利用できるサービス… 2 ページ
- (3) サービスを利用したときの費用…………… 3 ページ
- (4) サービス利用までの流れ…………… 5 ページ
- (5) 相談支援事業所など…………… 7 ページ

# (1)

# 利用できるサービスの種類

介	日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」	者	は18歳以上のかた
訓	自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」	児	は18歳未満のかたが利用できるサービスです
地	地域や利用者の実情に応じて岡崎市が行う「地域生活支援事業」		
児	児童が通所により療育を受けられる「児童通所支援」		

## 訪問系サービス：在宅の方が利用できるサービスです

### 居宅介護

介 者 児

入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。

### 短期入所

介 者 児

介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

### 日中一時支援

地 者 児

家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障がい者（児）の日中における活動の場を確保します。

## 移動型サービス

※調査結果により  
いずれかのサービスとなります。

### 行動援護

介 者 児

行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

### 同行援護

介 者 児

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し移動に必要な情報を提供したり移動の援護などを行います。

### 移動支援

地 者 児

外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

このほかにも、●重度訪問介護●重度障がい者等包括支援などのサービスがあります。

## 日中活動系サービス：昼間に利用するサービスです

### 生活介護

介 者

おもに日中に障がい者支援施設などで介護サービスや、創作的活動の機会の提供を行います。

### 就労移行支援

訓 者

就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

### 就労継続支援

訓 者

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。

### 就労定着支援

訓 者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

### 自立訓練

訓 者

身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

### 自立生活援助

訓 者

自立した日常生活を営む上での課題を把握し、必要な支援を行います。

### 児童発達支援

児 児

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

### 放課後等デイサービス

児 児

就学児に対し、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などを行います。

このほかにも、  
●療養介護  
●医療型児童発達支援  
●保育所等訪問支援  
などのサービスがあります。

## 居住系サービス：共同生活の場において日常生活の援助や介護を行います

### 共同生活援助 (グループホーム)

訓 者

日中に就労または就労継続支援等を利用している人に、共同生活の場において相談や介護、日常生活上の援助を行います。

### 施設入所支援

介 者

介護が必要な人などに対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

## (2)

## 障がい支援区分と利用できるサービス

介護給付のサービスを希望する18歳以上のかたは「障がい支援区分認定」を行います。

『障がい支援区分』は、障がい者の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分です。

本人と家族（立会人）への聴き取り調査（面接）や主治医の意見書に基づいて審査会で話し合わせ決定します。通常、3年に一度見直しを行います。

「障がい支援区分」は1～6まであり、数字が大きくなるほど支援の度合いが高いことを示しています。

### ●障がい支援区分と利用できるおもなサービス

種別	サービス名	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介 護 給 付	居宅介護 ■区分1以上	生活サポート	○	○	○	○	○	○
	行動援護 ■区分3以上かつ、他に該当要件あり				△	△	△	△
	同行援護(身体介護伴う) ■区分2以上かつ、他に該当要件あり			△	△	△	△	△
	短期入所(ショートステイ) ■区分1以上		○	○	○	○	○	○
	生活介護 ■区分3以上、50歳以上の方は区分2以上			△ 50歳以上	○	○	○	○
	施設入所支援 ■区分4以上、50歳以上の方は区分3以上				△ 50歳以上	○	○	○
訓 練 等 給 付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	訓練等給付のサービスを希望する場合 障がい支援区分認定は必要ありません  ※ただし、共同生活援助で介護を希望する場合は、 障がい支援区分認定が必要						
	自立生活援助							
	就労移行支援							
	就労定着支援							
	就労継続支援(A型・B型)							
	共同生活援助(グループホーム)							
地 域 支 援 事 業	移動支援 ■身体障がい者手帳(体幹1・2級、上肢1級、下肢1級、脳性麻痺による移動機能障がい1級、視覚)、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者など、かつ小学生以上が対象	地域生活支援事業のサービスを希望する場合 障がい支援区分認定は必要ありません						
	日中一時支援 ■原則として小学生以上が対象							
児 童 支 援 通 所	児童発達支援(福祉型・医療型・訪問型)	児童通所支援のサービスを希望する場合 障がい支援区分認定は必要ありません						
	放課後等デイサービス							
	保育所等訪問支援							

### (3)

## サービスを利用したときの費用

1ページのサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割を支払います。ただし、申請をすれば世帯の状況に応じて利用料の軽減を受けることができます。

実際に支払う費用については「介護給付」「訓練等給付」を利用した場合、「地域生活支援事業」を利用した場合、「児童通所支援」を利用した場合で軽減の仕組みが違います。

	《介 訓》 介護給付 訓練等給付》	《地 域生活支援事業》	《児 童通所支援》
サービスを利用した場合の負担について	▼かかった費用の1割を負担 ▼負担が重くなりすぎないように下の表にあるとおりに支払う費用の上限が決められます	▼かかった費用に対して、下の表にあるとおりの割合を負担 ▼支払う費用の上限はありません	▼かかった費用の1割を負担 ▼負担が重くなりすぎないように下の表にあるとおりに支払う費用の上限が決められます

世帯(※1)の状況		負担上限月額 (ひと月に支払う費用の上限)	利用者負担割合 (全体費用に対して負担する割合)	負担上限月額 (ひと月に支払う費用の上限)
生活保護世帯		0円(自己負担なし)	0%(自己負担なし)	0円(自己負担なし)
市民税非課税世帯		0円(自己負担なし)	0%(自己負担なし)	0円(自己負担なし)
市民税課税世帯	市民税所得割額世帯合計額が16万円未満(者) 28万円未満(児)	9,300円(者)(※2) 4,600円(児)	4%	9,300円(者)(※3) 4,600円(児)
	上記以外	37,200円	6%	37,200円
利用者負担の減免申請をしない場合		37,200円	10%	37,200円

(※1) ここでいう世帯とは、利用者本人が18歳以上の場合は本人および配偶者を、利用者本人が18歳未満の場合は住民基本台帳上の世帯を指します。

(※2) 入所施設、グループホームを利用する場合は37,200円です。

(※3) 18歳から20歳です。

## その他の費用・利用助成などについて

### 施設等の実費負担

通所施設や入所施設でサービスを利用する場合の食費や光熱水費などは 全額自己負担です。

ただし、一定の要件を満たしていれば、申請により実費負担を軽減することができます。

### 高額障がい福祉サービス費

同じ世帯に障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、介護保険・児童福祉のサービスをあわせて利用している人は負担が重くならないように「高額障がい福祉サービス費」が支給されます。（申請が必要です）

### 児童通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置

児童通所支援を利用する就学前の児童がいる場合、児童通所支援を利用する就学前の児童が第2子以降でかつ一定の要件を満たせば、利用者負担を軽減できる場合があります。

サービスを利用した時の費用については、受給者証の有効期間終了のおおむね3か月前に申請に関するご案内を行い、更新月に見直しを行います。

施設入所支援、療養介護、医療型児童発達支援の利用者に関しては5月ごろに案内を行います。

# (4)

# サービスの利用までの流れ

**介**  
**者** 介護給付を申請した  
18歳以上のかた  
(共同生活援助で介護を  
希望する場合を含む)

**訓** **地**  
**者** 介護給付以外を申請した  
18歳以上のかた  
(共同生活援助で介護を  
希望する場合を除く)

**児** 18歳未満のかた

1

## 相談と申請（申込み）

市役所障がい福祉課または相談支援事業所（→7ページ）に相談し、サービスが必要な場合は市役所障がい福祉課へ申請をします。  
使いたいサービスや困っている事を市役所障がい福祉課または相談支援事業所に相談します。その結果、サービスの申請をすることになった時に、サービスの申請をします（通所事業所を利用する場合は事業所が決まり次第ご申請ください。）。

### 【申請時に必要な持ち物】

①障がいの内容が分かる手帳など ②世帯の課税状況が分かるもの（※）

（※）他市町村から転入してきたときなどにマイナンバーカードや課税証明書等が必要になることがあります。詳しくは窓口でお問合せください。

2

## 聴き取り調査（面接）

サービスを利用されるかたの心身の状況や生活環境等について聴き取り調査を行います。

- 面接の日時については、申請時に調整します。
- 面接の場所については、「市役所」「自宅」「通所している施設」のいずれかで行います。

・本人およびご家族のかたに立ちあっていただきます  
・所要時間：約60～90分

・本人およびご家族のかたに立ちあっていただきます  
・所要時間：約30～60分

・保護者からの聴き取り（本人不在でも可）  
・所要時間：約30～60分

3

## 審査・判定

市町村審査会で、聴き取り調査の結果と医師の意見書を審査し、どの程度支援が必要な状態か、という『障がい支援区分』を判定します。

**訓** **地** **児**

18歳以上で訓練等給付のサービスや、地域生活支援事業のサービスのみを希望されるかた、また18歳未満のかたについては、障がい支援区分認定の審査・判定は行いません。聴き取り調査（面接）のみ実施します。

★障がい支援区分認定について（→2ページ）

4

## 決定（認定）・通知

決定には相談支援事業所等から提出される「サービス等利用計画」が必要です。

※「サービス等利用計画」はサービスを利用することで「よくしたい」ことや受けたい訓練を明らかにし、よりよい暮らしを目指すための計画です。

障がい支援区分や生活環境、申請者の意向、サービス等利用計画をもとにサービスの種類・支給量などが決定され、以下の書類を簡易書留で自宅にお送りします。

（※）下記の期間は目安です。申請が集中する時期や審査・判定の都合で、遅延する場合があります。

●「障がい福祉サービス受給者証（水色）」「地域生活支援事業受給者証（うす桃色）」「児童通所支援受給者証（クリーム色）」

（サービスを利用するために必要なものです。A4サイズで、透明なファイルに入っています）

●「決定通知」（今回の決定の内容をお知らせするものです）

認定調査から  
約1ヵ月(※)

認定調査から  
約1～2週間(※)

介  
者

介護給付を申請した  
18歳以上のかた  
(共同生活援助で介護を  
希望する場合を含む)

訓地  
者

介護給付以外を申請した  
18歳以上のかた  
(共同生活援助で介護を  
希望する場合を除く)

児

18歳未満のかた

5

## 事業所と契約

サービスを利用する事業所を選択し、受給者証を提示して事業所と利用に関する契約をします。  
※サービス利用に関して支援を必要とするかたは、相談支援事業所(→7ページ)にご相談ください。

6

## サービスの利用開始

受給者証を事業所に提示してサービスを利用し、決められた費用(→3ページ)を支払います。

メモ

## (5)

## 相談支援事業所など

相談支援事業所とは、福祉サービスの申請や利用についてや、日常生活上の相談等について専門のスタッフに相談できることです。

「福祉サービスのこと」「健康のこと」「仕事のこと」「自立した生活のこと」「子どもの将来のこと」「家族・友人のこと」や、「困っているがどこに相談したらいいかわからないとき」にご相談ください。

(相談は無料です。また相談内容など個人の秘密は守ります。)

また、相談支援事業所のほかに、障がいのあるかたの職業生活における自立を図るため、「関係機関の連携の拠点となり、就業面及び生活面における一体的な支援」を実施する障がい者就業・生活支援センターというところもあります。

## 相談支援事業所一覧

相談支援事業所	所在地	対象					電話	F A X
		身 体	知 的	精 神	児 童	難 病		
岡崎市社会福祉協議会 指定相談支援事業所	美合町	○	○	○	○	○	47-8750	47-8753
愛知県三河青い鳥医療療育センター	高隆寺町	※			※		64-7980	64-7981
生活支援センター山中	舞木町	○	○	○	○	○	48-1955	48-2023
特定非営利活動法人岡崎自立生活センター ぴあはうす	伝馬通5丁目	○	○	○	○	○	26-5080	27-4070
福祉の村相談支援事業所	欠町	○	○	○	○	○	83-5601	47-8989
	土井町	○	○	○	○	○	73-0872	73-0878
指定特定相談支援事業所 げんき	井ノ口町	○	○	○	○		24-8678	24-8678
相談支援事業所ぬかた	中金町		○		○		83-2547	83-2812
藤花荘相談支援事業所	藤川町		○				64-2240	48-7204
相談支援事業所奏	欠町	○	○	○		○	83-8074	83-8074
愛厚藤川の里	藤川町		○		○		48-6130	48-8905
相談支援事業所ポレポレ	庄司田1丁目	○	○				090- 1091-3576	55-3341
相談支援事業所のぞみ	上青野町	○	○	○	○	○	57-7032	57-7031
てくてく	北本郷町	○	○	○			73-0874	34-0535
ぱぷりか	明大寺町	○	○	○	○	○	79-6363	052-880- 2012
相談支援事業所まぶや～	戸崎町		○	○	○		51-1778	51-1415
相談支援事業所Grow up	羽根町	○	○	○	○	○	73-2295	73-1182
相談支援事業所さんはぴ	梅園町	○	○	○	○	○	090- 6588-1025	
相談ちばる	中園町	○	○	○	○	○	64-5757	64-5758
相談支援事業所スカーラ	中町	○	○	○	○	○	73-8241	73-8294
相談支援事業所 北辰会ななほし	伊賀町	○	○	○	○	○	84-5261	84-5261

※肢体不自由児(者)、重症心身障がい児(者)に限る。

## 障がい者就業・生活支援センター

事業所名	所在地	電話	F A X
西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪(りんりん)	舞木町	27-8511	27-8511

【このパンフレットに関する問い合わせ先】 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所福祉部障がい福祉課審査給付係	電話	: 23-6853
	FAX	: 25-7650

発行 : 令和6年12月